

家族・世帯の変化に対応した 税制・社会保障制度・雇用慣行

内閣府男女共同参画局HP「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」

お茶の水女子大学
永瀬伸子

本日の課題は税制・社会保障制度だが、これは働き方とも一体となっている

- 働き方と社会保障をセットで、人生100年時代に向けて改革が必要である。
- 働き方は、1980年代に確立された長期雇用、年功賃金、男性中心という働き方において、出産子育ては離職した妻の役割が夫とのセットで必要と認識されていた。 → そこでサラリーマンの夫の被扶養配偶者としての妻の社会保障上の保護が1985年に確立
- 2000年代後半以後、非正規雇用が若年男女に拡大。男性賃金低迷。未婚・離婚の拡大。女性の高学歴化と就業意欲の増加。女性を被扶養程度の年収におくことの非効率。しかし非正規雇用の働き方の再評価、社会保障などシステム全体の改革がなされず。

大きい男女の賃金格差

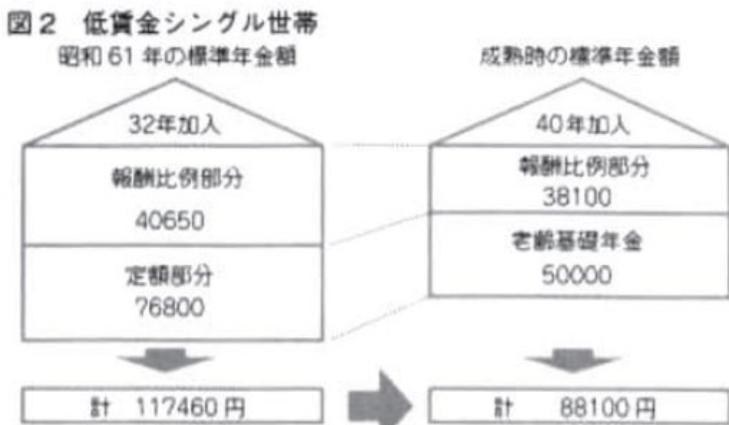
- 正社員に限定しても大きい男女賃金差
- 有配偶男性の長時間労働、妻の長い家事労働時間、依然として大きい家事負担の男女差
- 子育て世帯の共働きの妻 正社員継続が若い世代に増えつつあるがまだまだ少数
- 多くは年収100万未満から200万円未満の非正規雇用

女性と社会保障

- 男女分業世帯を支える社会保障が、公的年金における第3号被保険者制度。同様の構造は、医療保険、介護保険にもある。
- 主婦が相応の賃金を得られる状況をつくる必要性に社会が目を向けるより、主婦が低収入にとどまることを奨励してきた制度
- 1985年の第3号被保険者の成立により移行に時間をかけつつ次のことが起きた。
- 低収入で長期に働く者の社会保険料に対する年金の定額給付部分（雇用者の中での再分配）が低くなった
- もし被扶養配偶者をもてば同じ社会保険料に対して2人分の再分配がもらえる制度
- 主婦の働く意欲を阻害しただけでなく、社会的にも主婦への保護があるから、それでいいという合意をつくってきた。
- 医療、介護においても同様に社会保険料を免除の上で恩典は社会保険料納付者と同じものを付与。
- しかしシングルの女性（未婚、離別）は大きく増加。また男性賃金が低迷したことも、男女分業構造のもとでは婚姻に対して抑制的。

1985年の年金改革と女性の年金

図3 1985年改正とシングル低年収者の年金額の変化
〈基礎年金導入による給付構造の変化[イメージ]〉



就業女性は就業男性と比べて被扶養配偶者を持つ可能性はきわめて低い。つまり1985年の改正は、厚生年金の主要なメンバーである男性世帯主の世帯としての年金は減らさず妻名義の年金を派生させることで当該世帯に2人分の再分配を与えたが、被用者年金に加入する女性の納付する社会保険料の再分配部分を大きく下げる改革であった。

つまりシングルの被用者の再分配部分は手薄くなった。

稲垣(2021) は現在30歳代の女性が60歳代になる2050年の未婚・離別女性の貧困率は4割を超えるとしている。

貧困を免れるには、女性の賃金を引き上げることと、被用者の再配分の拡大が必要。

永瀬伸子(2021)「女性と年金：現状、課題と提案」『年金と経済』40巻3号3-14頁

改革の方向

- 年金財政は少子高齢社会の中で厳しかったため、低収入の雇用者の本人の社会保険料納付に、第3号への恩恵が非正規雇用者の年金加入政策と矛盾してしまう状況が続く。
- 女性の賃金率が上がる政策は年金財政上も重要。
- 加えてサラリーマンの妻に限らず、非正規雇用者と婚姻している者やフリーランサーなど、「被扶養配偶者」という立場でカバーされていない出産子育てを担っている者に対して、その間の無業や低賃金には、社会保障の拡充（たとえば年金権）が必要
- ケア負担は年金権として考慮するとして、そうした負担がないのに第3号被保険者が雇用者全体から給付を受けるのは現代に見合わず、むしろ（その主婦が多くの構成員を占める）低収入雇用者への再分配の厚みを増すのが妥当と私は思っている
- 遺族年金の構造も、妻の自身の社会保険加入が合計の老後年金を増やす方向にすべき

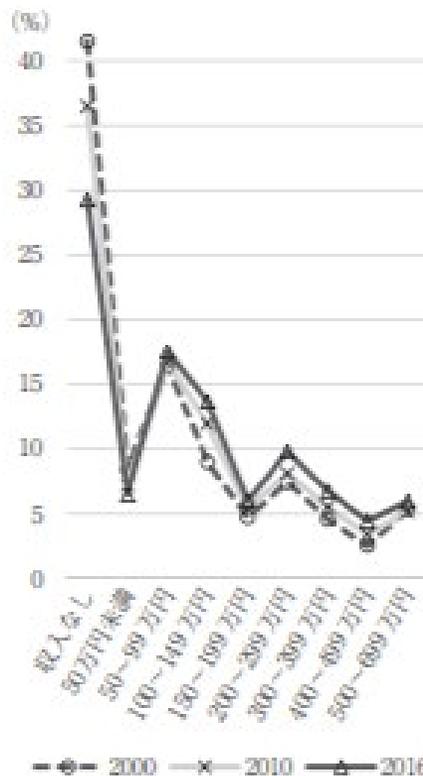
ストックとしてはまだ多くの主婦層

- 現在45-59歳の女性は、1960-1974年生まれ
30歳時は1990-2004年
結婚出産が減少しつつも出産離職世代

主婦層の無職は減ったが男性との賃金格差は大きいまま
 (逆にいえば家族を養えなければ家庭形成しづらい状況が
 今もかわらない。しかし高賃金男性は減っている)

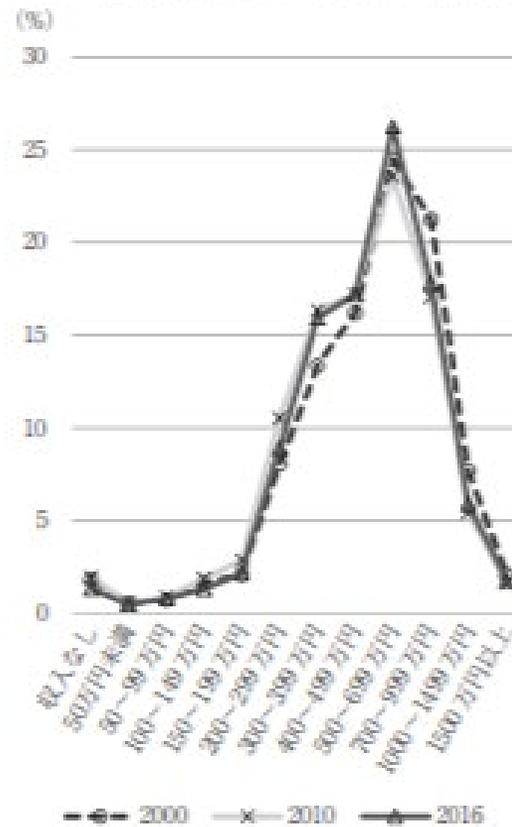
永瀬 (2018) より

図4 有配偶女性 (23 ~ 59 歳) の年収分布



出所:「労働力特別調査」「労働力調査」の調査から筆者作成

図5 有配偶男性 (23 ~ 59 歳) の年収分布



出所:「労働力特別調査」「労働力調査」の調査から筆者作成

2000年 → 2016年

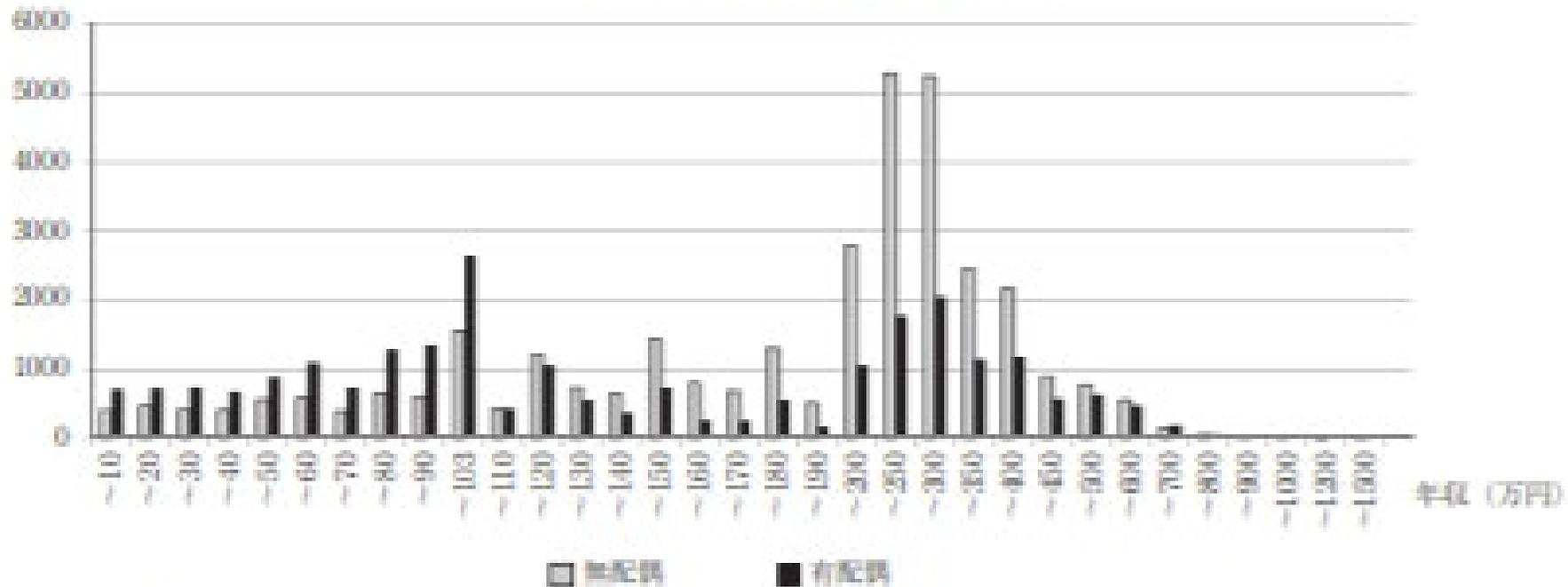
有配偶女性 無収入が減少し、年
 収100-149万および年収200-499
 万円がやや増加しかしきわめて大
 きい男女収入差があり続けて、変
 化はさほどは大きくない

ただし有配偶男性に関して年収が
 下落、女性の収入が重要になって
 いる

意識面では変化が起こっているの
 では パートの年金加入について
 前向きな点もみられる

有配偶と無配偶女性の有収入者の年収分布

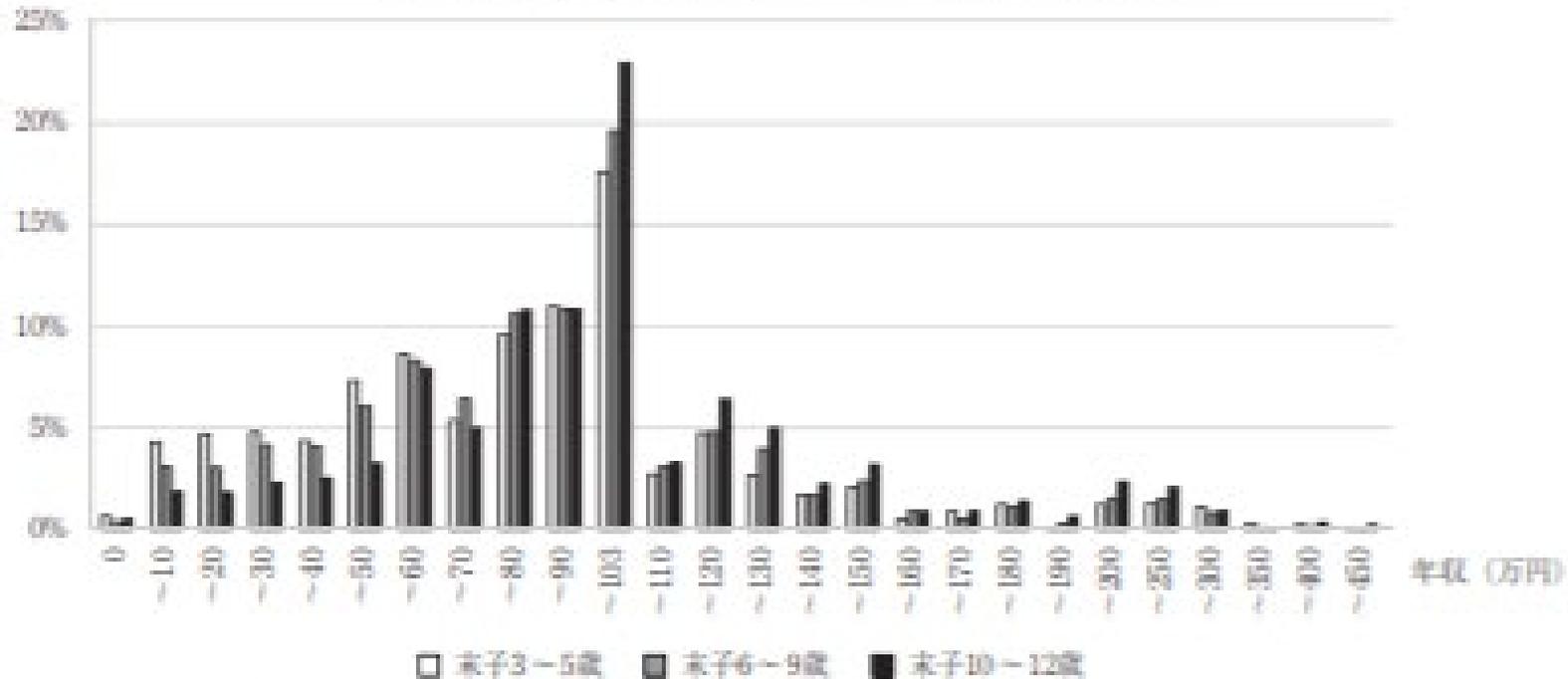
図6 女性の昨年年収（有収入者限定）



出所：厚生労働省「21世紀成年者職業調査」グループデータ（2002～2012）より筆者作成

パート就業女性に限定した年収分布

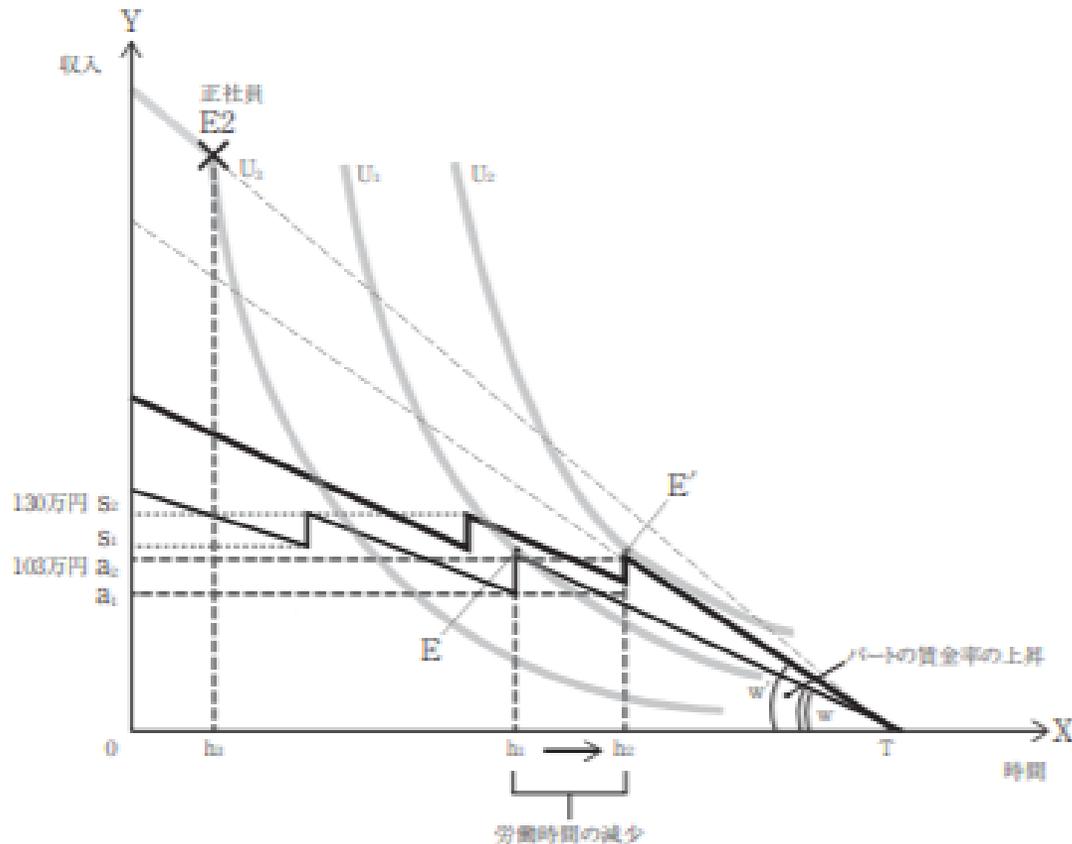
図7 末子年齢別にみた有配偶パート就業女性の昨年年収分布



出所：厚生労働省「21世紀成年者雇用調査」 プールデータ（2002 - 2012） 上野孝志作成

永瀬伸子（2018）「非正規雇用と正規雇用の格差：女性、若年の人的資本拡充のための施策について」『日本労働研究雑誌』No.691 19-38。

図10 賃金格差モデル。およびコーナー解にいる個人に対する賃金上昇の影響

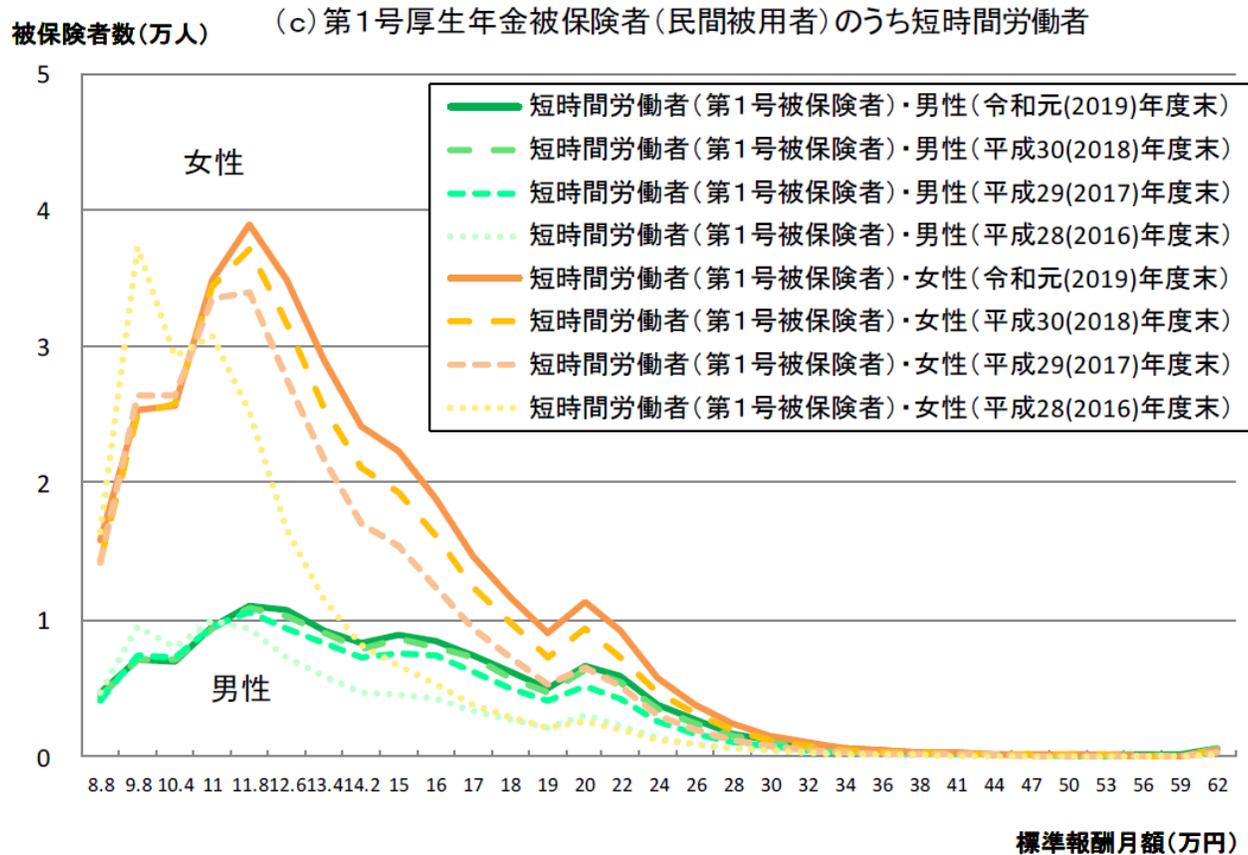


賃金が増えると、労働時間を自主的に削減することがベストな選択となっている。

その理由は第1に賃金が高いから。

第2に賃金率の低さに対して、配偶者手当の削減や、社会保険料納付による負担増が大きく、便益の増分が少ないから。

2016年10月からの短時間雇用者(501人以上企業)の被用者保険加入の義務化後に、徐々に短時間雇用者の賃金が上昇



社会保険料を免除されるもとで年収100万円程度に働くことが多かったが、

→108万円のかべができ、これを超えて社会保険料を支払うことを義務付けることで、相応の賃金で働く方向に変化が起きつつある(まだ対象者は40万人程度と限定的、今後の推移を見る必要があるが、賃金が上がる政策は重要！)

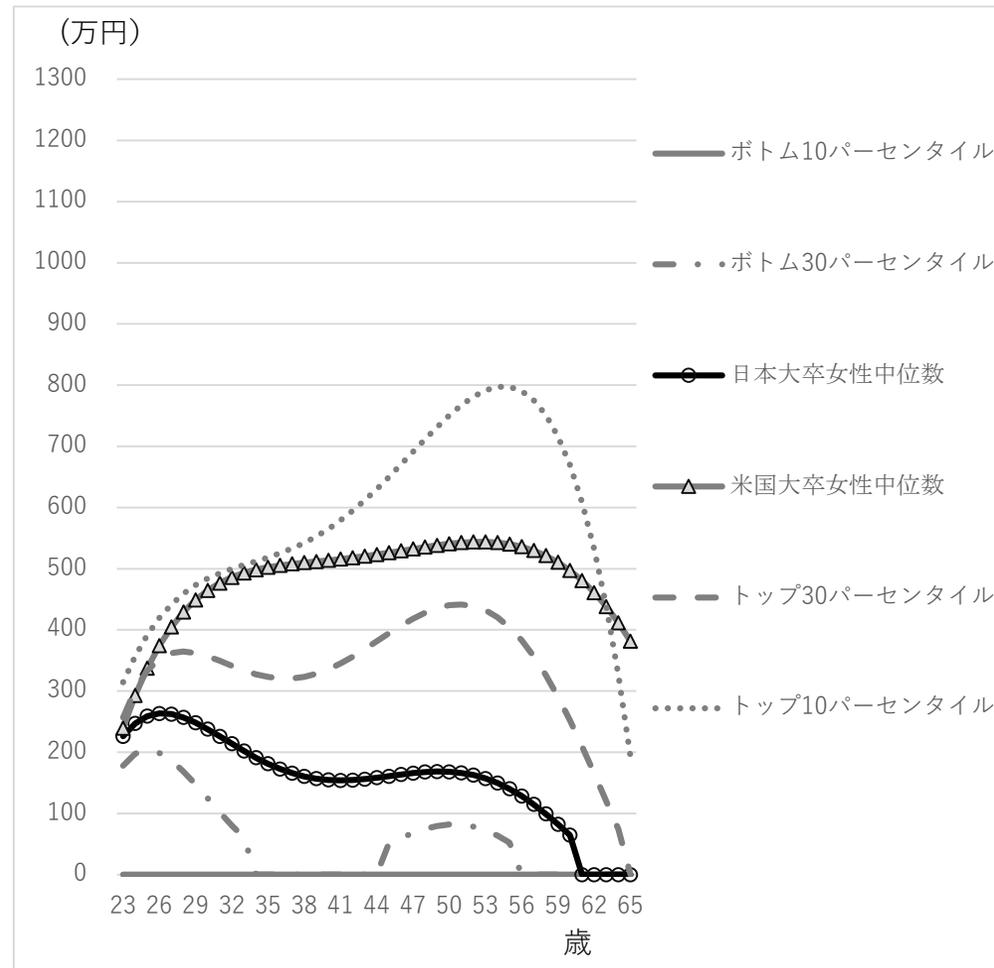
企業側も本人も、年収を抑制する、賃金を上げると働いてくれなくなる、という重しがとれて、しっかり働く、訓練する、という方向になっ

大卒女性の年収構造（米国との比較）

大卒女性の中位収入は出産期に下がり、その後も中年期に170万円前後で推移している。非正規雇用などの形で働く者が少なくないと考えられる。トップ30%でようやく中年期の年収が400万円である。

米国では中位が500万円前後であり日本のように中年期に落ちない。

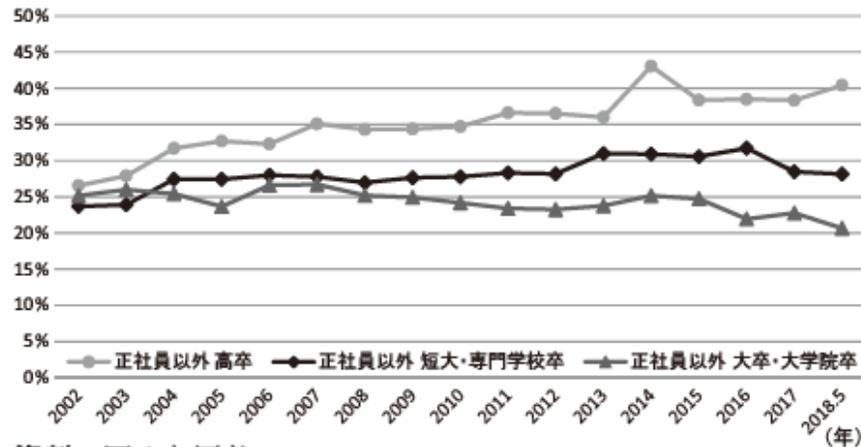
大卒女性の能力が生かされていない



出所) 永瀬伸子(2021) 「女性のライフコースの変化に合わせた社会保障と雇用慣行の変革」 (労働力調査を利用)

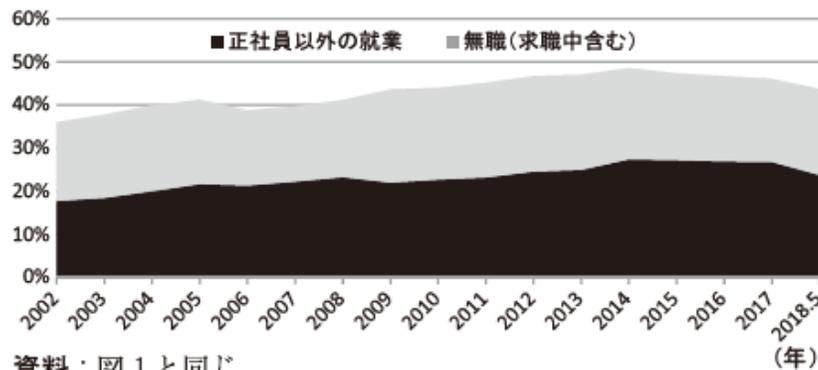
未婚高卒男女：仕事の見通しが持てず家族も持てなくなってきた：雇用の在り方の改革が必要

図3 未婚女性25～39歳、正社員以外の就業



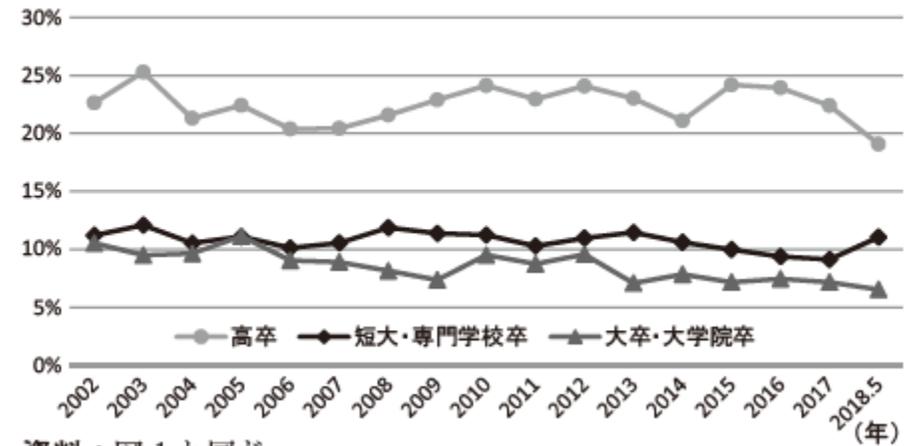
資料：図1と同じ。

図5 未婚高卒男性 (25～44歳) 層の不安定雇用の状況



資料：図1と同じ。

図4 未婚女性25～39歳、無職 (失業含む)



資料：図1と同じ。

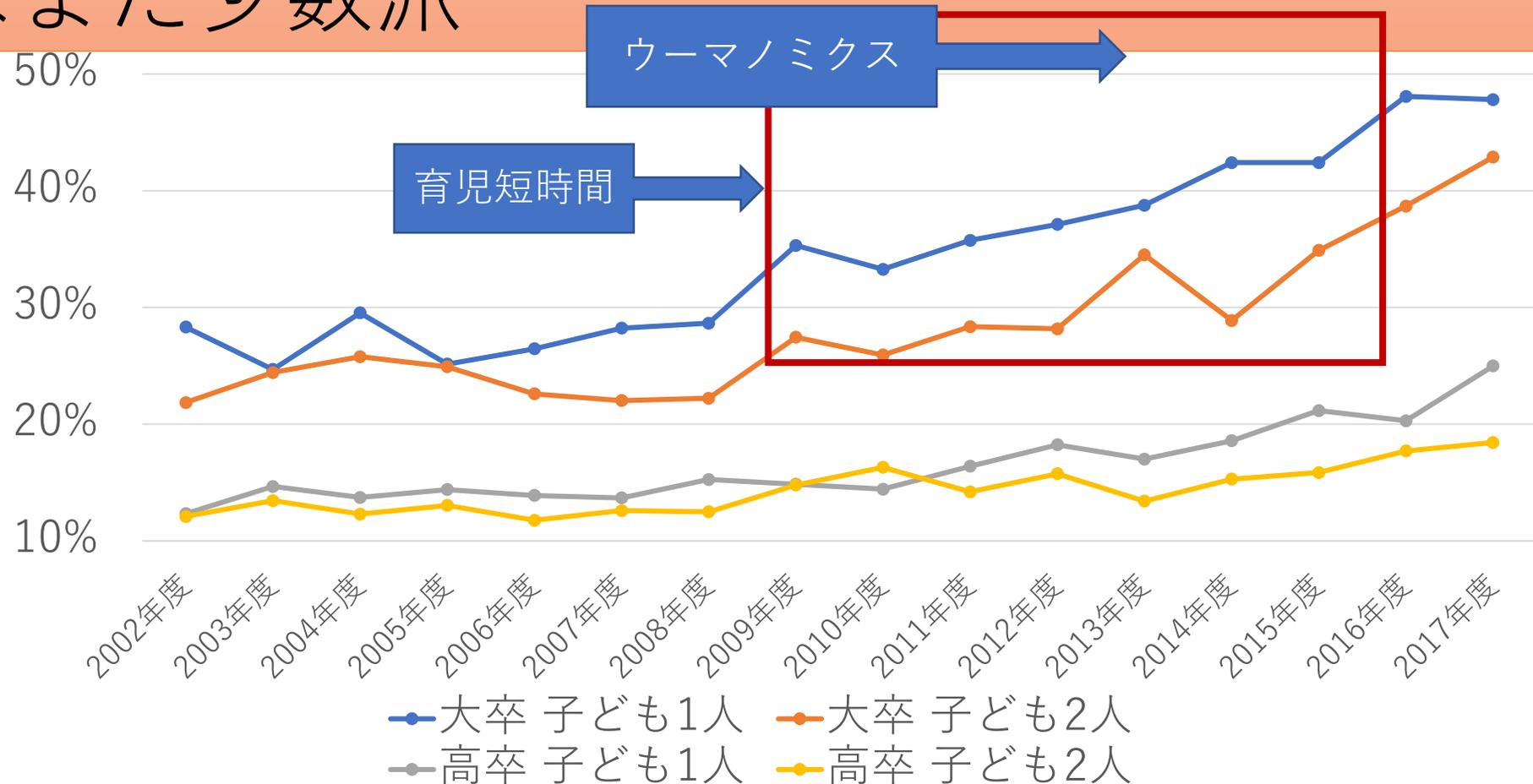
非正規が暮らしていけるキャリア構築の道筋を、政労使で考えるべき！

- 永瀬伸子「労働統計にみる少子化の要因：最近の「労働力調査」から」『統計』2019年2月号 54-57頁
- 労働力調査の特別集計
- 永瀬伸子 エコノミスト 2019年1月7日号 参照

日本の中長期的課題は何か？

- もっとも大きい中長期的課題は次世代育成。しかし若年層の意欲は下がってきている。
- 背景には、高齢者への社会保障給付に比べて、出産育児に対する社会保障が手薄なこと、旧来の、男性がフルタイムで働き、女性は主婦となるというモデルに合致できない経済社会構造変化が起きているが、これにかわる働き方のスタイルや社会保障の拡充がされていないこと。
- 若い女性の多くが、子育ては大変である、リスクがある、持たないでもいいかもしれない、と思うようになってきていること。
- 子育て期を抜けて、中年期の女性が、自助努力で、生計維持、高齢期に備える資産形成をしようとしても、賃金構造、加えて年金制度上も、これが難しいような実状があること。

最近は、大卒女性の末子0-3歳の正社員比率が上昇、しかし高卒は低迷、若い世代の変化ゆえ企業ではまだ少数派



最近の大卒出産者については大きい変化

出所) 『労働力調査』各年 永瀬による特別集計 (第33条申請) エコノミスト2018年12月25日号参照、Nagase (2018) Asian Policy Economic Reviewに保育政策を含めた詳細あり 第2子の関係は、別に

Nagase, Nobuko and Mary Brinton(2017) “The Gender Division of Labor and the Second Birth,” *Demographic Research* vol.36 Article11 339-370. 育児短時間による影響は永瀬 (2014) 、Nagase(2017) 、育児短時間の義務化は第1子出生と出産意欲、就業継続を増やしたことを実証。

2020年代には社会的保護をもっと大きく構造転換する必要があると考える

- 安定しない収入の男性の増加、平均的な収入見通しの下落
- 初職から非正規雇用の男女の増加（特に高卒層）
- 「妻役割」の変化 高齢期のケアは介護保険へ
- 妻にも収入を求める男性の増加
- 女性の人生の変化：自分で稼げることが必要
- 出産、子育てへの保護が、妻の身分への保護では、不十分
- 労働人口の減少、現役世代の縮小、若い世代の家族とキャリア構築

何をすべきか？

- 子どもを持つことが、女性に大きいリスクとなると女性が感じるような状況を改善すること
- 女性が賃金を稼得し、生涯のキャリアを考える必要性を小学生から教育に取り入れる
- 同時にパートナーと暮らす良さや、次世代育成の喜びや責任についても教える。またこれを女性が賃金を失ったり脆弱になったりしないので実現できる社会環境（雇用慣行、社会保障）を整備することが必要
- 子育てをしながらも一定以上の収入のある労働人生を送れる賃金モデルをつくること。長期勤続で賃金が上がっていくモデルでは不十分。
- 昭和の時代の夫の収入からの配偶者控除から、子育て世帯への税からの給付の拡大が必要
- それに加えて非正規雇用者にも育児休業給付が必要（出産者全体に届くように）
- 子育てが低賃金につながらないこと。男性も当然に育児を分担するような雇用慣行の形成
- 働き方について政労使全体での話し合いを 中年期からのやり直し

引用文献リスト

- 稲垣誠一 (2021) 「老後生活の経済」永瀬伸子・寺村絵里子共編著『少子化と女性のライフコース』人口学ライブラリー19 原書房
- 永瀬伸子(2021) 「女性のライフコースの変化に合わせた社会保障と雇用慣行の変革」永瀬伸子・寺村絵里子共編著『少子化と女性のライフコース』人口学ライブラリー19 原書房
- 永瀬伸子(2021) 「女性と年金：現状、課題と提案」『年金と経済』40巻3号3-14頁。
- Nagase, Nobuko (2018) “Has Abe’s WOMANOMICS worked?” *Asian Economic Policy Review* 13(1)68-101.
- 永瀬伸子(2019) 「労働統計にみる少子化の要因：最近の「労働力調査」から」『統計』2019年2月号 54-57頁
- 永瀬伸子 (2018) 「非正規雇用と正規雇用の格差：女性、若年の人的資本拡充のための施策について」『日本労働研究雑誌』No.691 19-38。
- 永瀬伸子(2018) 「正社員女性が第2子を出産する条件：時短と男性の育児参加が効果」『エコノミスト』2018年12月25日号 78-79頁。
- Nagase, Nobuko and Mary Brinton(2017)“The Gender Division of Labor and the Second Birth,” *Demographic Research* vol.36 Article11 339-370.
- Nobuko Nagase (2017) “The Effect of Family Friendly Policies on Fertility and Maternal Labor Supply,” Stanford University Asia Health Policy Program working paper #42 May 2 2017.
- 永瀬伸子 (2014) 「育児短時間の義務化が第1子出産と就業継続、出産意欲に与える影響：法改正を自然実験とした実証分析」,『人口学研究』,第37巻第1号,p27-53.
- 永瀬伸子・守泉理恵 (2013) 「第1子出産後の就業継続率はなぜ上がらなかったのか：『出生動向基本調査』2002年を用いた世代間比較分析」『生活社会科学』20巻19-36頁